

国保ってどういうもの？

国保（国民健康保険）は、病気やケガに備えて、加入者（被保険者）がお金（国保税）を出し合って医療費の補助などにあてる、助け合いの制度です。

いま住んでいる五島市や長崎県が保険者となって国保の運営を行い、保険者は、皆さんが納める国保税と国や都道府県などの負担金を財源に、医療費や出産育児一時金（20 ページ参照）などを給付します。



対象となる方



74 歳以下の五島市在住の方で、社会保険などの他の医療保険に未加入の、次のような方が対象となります。
（ 75 歳以上の方は、後期高齢者医療制度に加入となります。）

お店などを経営している自営業者
農業・漁業従事者
パート・アルバイト等の職場の健康保険などに加入していない方
退職して職場の健康保険などをやめた方とその家族
外国籍の方で住民票をお持ちの方など
（在留期間が3か月を超える等）



島外の学校に通学されている学生の方も一部対象となります。
島外の住所地特例施設に入所されている方も一部対象となります。

国保に加入・脱退する時はいつ？

国保に加入・脱退するときは、必ず届け出が必要です。お早めに市役所窓口に届け出てください。

国保に加入するとき

他の市町村から転入してきたとき
職場の健康保険などをやめたとき
子どもが生まれたとき
生活保護を受けなくなったとき



注意！ 加入の届け出が遅れると...



国保税は、国保の資格が発生（他市町村からの転入、勤務先の社会保険をやめたときなど）した月から納めなければなりません。

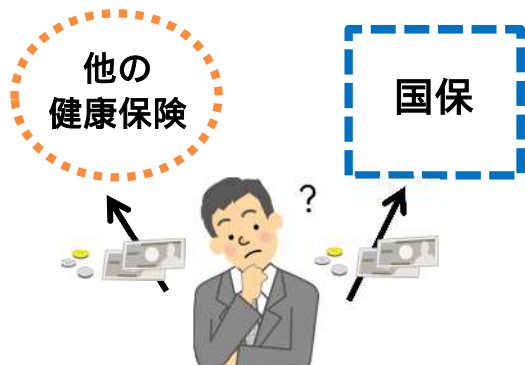
そのため、届け出が遅れると、資格が発生した月までさかのぼって国保税を納めることとなります。（最高3年間さかのぼります）

国保をやめるとき

他の市町村へ転出したとき
職場の健康保険などに加入したとき
死亡したとき
生活保護を受け始めたとき



注意！ 脱退の届け出が遅れると...



国保をやめるときにも、届け出が必要です。
国保の届け出が遅れると、他の健康保険などに加入していても、国保税を請求されてしまうこととなります。また、国保の保険証で受診してしまうと、国保分の医療費をあとで返さなくてはいけなくなりますので、早めに届け出をお願いします。

被保険者証について

カードサイズの保険証を交付します。(毎年8月1日現在で被保険者である方には、7月中旬～下旬ごろに郵送で交付しています。有効期限は、**8月1日から翌年の7月31日まで**の1年間です。)



保険証の色は、**毎年変わります!**

0～69歳の方の保険証(見本)

「一般」の被保険者証 (30年度はうすい**橙色**)

おおよその
原寸大ニャ



長崎県
国民健康保険
被保険者証

有効期限 **元号 年7月31日**

記号 ごとう 番号 1234567890

氏名 五島 太郎
生年月日 昭和 年 月 月 性別 男
適用開始年月日 元号 年 月 日
交付年月日 元号 年8月1日
世帯主氏名 五島 太郎
住所 長崎県五島市福江町1番1号

保険者番号 交付者名 五島市

公印

69歳の方が70歳になる場合の有効期限は、70歳になる月の月末までです。(翌月からお使いいただく保険証は、郵送で交付します。)

カードケースは窓口にありますので、必要な方はご来庁ください

「退職」の被保険者証 (30年度はうすい**黄色**)

退職該当の方は、
黒字で**退**と記載
されます。

長崎県
国民健康保険
被保険者証 (本人)

退有効期限 **元号 年7月31日**

記号 ごとう 番号 1234567890

氏名 五島 花子
生年月日 昭和 年5月10月 性別 女
適用年月日 元号 年 月 日
交付年月日 元号 年4月1日
世帯主氏名 五島 太郎
住所 長崎県五島市福江町1番1号

保険者番号 交付者名 五島市

公印

有効期限は、退職(本人)の方が65歳になる月の月末までです。

翌月からお使いいただく保険証は、郵送で交付します。



「退職」の保険証の意味について

会社などを退職された方が社会保険から国保に移ることによって、国保の財源が急激に圧迫されないように、**国保に加入していながら、その診療費などは国保ではなく、社会保険から負担される制度**のことを「退職者医療制度」といい、保険証の区分が「退職」となります。

会社などを退職して国民健康保険に加入した方のうち、厚生年金などを受給している65歳未満の方とその被扶養者(国保に加入している65歳未満の方)が対象となります。保険料・自己負担割合は一般の保険証の方と同じです。(この制度の新規適用は、平成27年3月31日をもって終了しています。)



70～74歳の方の保険証（見本）

70歳のお誕生日月の翌月から、医療機関等で支払う窓口負担の割合が変更となります。（新しい保険証は郵送で交付いたします。）

「兼高齢受給者証」の被保険者証（30年度はうすい**オレンジ**色）

長崎県 国民健康保険 被保険者証 兼高齢受給者証	有効期限 元号 年7月31日 発効期日 元号 年8月1日 記号 ごと う 番号 1234567890
氏名 五島 三郎	性別 男
生年月日 昭和 年 月 日	一部負担金の割合 2割
適用開始年月日 元号 年 月 日	
交付年月日 元号 年8月1日	
世帯主氏名 五島 太郎	
住所 長崎県五島市福江町1番1号	
保険者番号 □□420117	交付者名 五島市

一部負担金の割合：2割

70歳～74歳の方の保険証は、高齢受給者証を兼ねるため「兼高齢受給者証」と表記されます。

70歳以上であっても、所得が多い方は3割ご負担となります

詳しくは、9ページの（2）をご参照ください。

長崎県 国民健康保険 被保険者証 兼高齢受給者証	有効期限 元号 年7月31日 発効期日 元号 年8月1日 記号 ごと う 番号 1234567890
氏名 五島 四郎	性別 男
生年月日 昭和 年 月 日	一部負担金の割合 3割
適用開始年月日 元号 年 月 日	
交付年月日 元号 年8月1日	
世帯主氏名 五島 太郎	
住所 長崎県五島市福江町1番1号	
保険者番号 □□420117	交付者名 五島市

一部負担金の割合：3割

現役並み所得に該当する方については、70歳以上であっても一部負担金の割合が**3割**負担となります。

一部負担金の割合に関係なく、74歳の方が75歳になる場合の保険証の有効期限は、75歳になる日の前日までです。

（75歳のお誕生日からお使いいただく保険証は、後期高齢者医療制度のものに切り替わります。こちらは郵送で交付します。）

